

過去問完全マスター 7 中小企業経営・政策 改正情報対比表

2020年4月13日時点

該当箇所	該当論点	改正前	改正後
p.91 問題 本文の下から3 行目 補助金の支援 対象	中小企業等経営強化法 (新連携)	この事業の支援対象となるのは、「 <u>異分野連携新事業分野開拓計画</u> 」の認定を受け、産学官で連携し、「 <u>中小サービス事業者の「空欄」のためのガイドライン</u> 」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者である。	この事業の支援対象となるのは、産学官で連携し、 <u>また異業種分野の事業者との連携を通じて</u> 、「 <u>中小サービス事業者の「空欄」のためのガイドライン</u> 」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者である。 ※「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定は、申請要件ではなくなりました。
p.92 解説 本文の上から3 行目 補助金の支援 対象	中小企業等経営強化法 (新連携)	異分野連携新事業分野開拓計画(新連携計画)の認定を国(主務大臣)から受けた場合、 <u>補助金(商業・サービス競争力強化連携支援事業)</u> 、……	「補助金(商業・サービス競争力強化連携支援事業)」を削除 ※「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定は、申請要件ではなくなったためです。
p.92 解説 本文の上から7 行目 補助金の支援 対象	中小企業等経営強化法 (新連携)	〈対象者〉 <u>中小企業等経営強化法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画(新連携)」の認定を受け</u> 、産学官で連携し、「 <u>中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン</u> 」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者。	〈対象者〉 産学官で連携し、 <u>また異業種分野の事業者との連携を通じて</u> 、「 <u>中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン</u> 」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者。 ※「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定は、申請要件ではなくなりました。 <u>なお、中小企業単独では申請不可であることは変わりありません。</u>
p.120 解説 本文の上から5 行目 補助金の支援 対象	中小ものづくり高度化法	〈支援対象〉 <u>中小ものづくり高度化法の認定又は地域未来投資促進法の承認を受けた中小企業・小規模事業者</u> 。なお、大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者、自社以外の中小企業・小規模事業者など、2者以上で共同体を組んでいることが要件に含まれる。	〈支援対象〉 ●大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者、自社以外の中小企業・小規模事業者など、2者以上で共同体を組んでいること ●情報処理、精密加工、立体造形など、ものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発であること ※中小ものづくり高度化法の認定又は地域未来投資促進法の承認は申請要件ではなくなりました。
p.123 問題 選択肢ア	中小ものづくり高度化法	ア 研究開発の助成	削除 (選択肢イ～エで問題を解いてください) ※中小ものづくり高度化法の認定又は地域未来投資促進法の承認は補助金の申請要件ではなくなったためです。
p.124 解説 選択肢ア	中小ものづくり高度化法	(選択肢アの解説全文)	削除 ※中小ものづくり高度化法の認定又は地域未来投資促進法の承認は補助金の申請要件ではなくなったためです。

該当箇所	該当論点	改正前	改正後
p.126 解説 選択肢エ	中小ものづくり高度化法	その他にも、「戦略的基盤技術高度化支援事業」……	「戦略的基盤技術高度化支援事業」を削除 ※中小ものづくり高度化法の認定又は地域未来投資促進法の承認は補助金の申請要件ではなくなったためです。
p.138 解説 支援措置1	地域未来投資促進法	〈主な支援措置〉 1 地域未来投資促進事業 研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援。たとえば、中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助事業として「戦略的基盤技術高度化支援事業」がある。	1 補助金 ●地域企業イノベーション支援事業 地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦に対して、事業の立ち上げから市場の獲得まで、事業の成長段階に応じた総合的な支援を実施 ●ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金(企業間連携型) 複数の中小企業・小規模事業者等が、共同で地域経済牽引事業計画の承認を受け連携して行う事業における設備投資を支援
p.176.178 解説 技術研究組合の特徴	技術研究組合	—	〈技術研究組合の特徴〉に、以下を加えてください。 5 要件を満たした場合、特許料等の減免制度の利用が可能であること
p.176 解説 選択肢イ	技術研究組合	—	選択肢イの解説の最後に、以下を加えてください。 なお、要件を満たした場合、特許料等の減免制度の利用が可能であるが、技術研究組合であることをもって無条件で減免になるわけではない。
p.219～232 問題・解説	JAPAN ブランド 育成支援事業	—	全問削除 (事業内容が抜本的に改正されたため)
<p><改正後のJAPANブランド育成支援事業のポイント></p> <p>■趣旨 全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、中小企業者等が行う新商品・サービス開発、販路開拓やブランディング等の取組に対して補助を行う。また、民間支援事業者や地域の支援機関等による、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、インバウンド対応への支援に対して補助する。</p> <p>※ 海外販路開拓のみならず、全国(日本国内)展開やインバウンド(訪日外国人)対策に関する調査・開発・販路開拓等の費用も補助対象となる。</p> <p>■支援対象者 商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者等 ※ 中小企業・小規模事業者等は4者以上という要件は無くなり、単独申請も可能となった。</p> <p>■詳細(2つの事業名を優先して覚えること)</p> <p>①全国・海外展開等事業 (1～2年目) <2/3補助:500万円を上限> (3年目) <1/2補助:500万円を上限> ※複数者による共同申請の場合、上限額2,000万円。</p> <p>全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得に関する取組みに係る専門家の招聘、市場調査、新商品開発、展示会への出展等の経費の一部を補助。</p> <p>②全国・海外展開等サポート事業 (1～2年目) <2/3補助:2,000万円を上限> (3年目) <1/2補助:2,000万円を上限></p> <p>民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得に関する支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)を行うとき、その経費の一部を補助。</p>			

該当箇所	該当論点	改正前	改正後
p.241～254 問題・解説	ものづくり補助金	—	全問削除 (支給対象が大きく改正されたため)
<p><改正後のものづくり補助金のポイント></p> <p>受験上は、以下の支援対象となる要件を押さえておきましょう。</p> <p>【支給対象(一般型・グローバル展開型)】 以下の全ての要件を満たす事業計画(3～5年)を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等</p> <p>①付加価値額を年率3%以上向上 ②給与支給総額を年率1.5%以上向上 ③事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の水準</p> <p>※ 上記①の付加価値額は、経営革新計画の付加価値額と同じ定義です。上記①は従来と同じですが、上記②③は改正で新規で加わった部分ですので、押さえておきましょう。</p>			
p.391～394 問題・解説	地域まちなか活性化・ 魅力創出支援事業	—	削除 ※事業公募していないため。
電子版p.7～8 問題・解説	スマートものづくり 応援隊事業	—	削除 ※事業公募していないため。

※ この改正情報対比表は、2020年4月13日時点の情報となります。上記をご確認の上、ご対応ください。なお、試験日前日までに新しい改正が判明次第、HPに情報を掲載いたしますので、あわせてご確認ください。